

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年8月20日（平成27年（行情）諮問第493号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行情）答申第53号）

事件名：格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1 施大本管中般命第11号（22.2.26）」（原議書を含む）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令（1施大本管中般命第11号。21.2.26）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月24日付け防官文第4937号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、正当な行政文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 命令を発簡するときは、必ず発簡簿に記載し、発簡番号を取る。当該命令は、発簡番号が記載されている。よって、発簡簿を開示しなかった原処分は、法5条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

イ 開示請求した行政文書は、「1施大本管中般命第11号（22.2.26）」である。これを（「21」.2.26）とした原処分は、刑法155条の公文書偽造等の疑いがある。

##### （2）意見書

異議申立人から、平成27年9月22日付け（同月24日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理

中隊一般命令 1 施大本管中般命第 1 1 号 (2 2 . 2 . 2 6 )」 (原議書を含む) 及びこれが記載された発簡簿 (「1 施大本管中般命」「2 2 . 1 . 1 から 2 2 . 1 2 . 3 1」) の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「格闘練度判定実施に関する第 1 施設大隊本部管理中隊一般命令 (1 施大本管中般命 1 1 号。2 1 . 2 . 2 6 )」 (本件対象文書) 及び「発簡簿 (保管用) 本部管理中隊」 (以下「本件発簡簿」という。) を特定した。

開示決定等に当たっては、法 1 1 条の規定を適用して、開示決定等の期限を平成 2 7 年 6 月 1 9 日まで延長した上で、まず、本件対象文書について、同年 3 月 2 4 日付け防官文第 4 9 3 7 号により、法 9 条 1 項の規定に基づき開示決定 (原処分) を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

なお、本件発簡簿については、平成 2 7 年 6 月 1 9 日付け防官文第 9 8 2 4 号により開示決定を行っている。

## 2 文書の特定について

本件開示請求に対しては、平成 2 2 年 2 月 2 6 日に発簡された「格闘練度判定実施に関する第 1 施設大隊本部管理中隊一般命令」という件名の「1 施大本管中般命第 1 1 号」を念頭に文書を探索したところ、陸上自衛隊第 1 施設大隊本部管理中隊において、同件名、同発簡番号の文書 (本件対象文書) を保有していることを確認した。

なお、同文書には、発簡が「2 1 . 2 . 2 6」と記載されているが、同文書の起案を確認したところ、決裁日は平成 2 2 年 2 月 2 6 日となっており、また、同管理中隊において、平成 2 1 年 2 月 2 6 日付けで同件名、同発簡番号の文書は発簡しておらず、一方で、平成 2 2 年 2 月 2 6 日付けで同件名、同発簡番号の文書が発簡されていること、さらに、同文書には保存期間として「3 年 (2 5 . 1 2 . 3 1 まで保存)」と記載されており、同文書は、平成 2 2 年に作成されたものであると考えられること等から、「2 2 . 2 . 2 6」を誤って「2 1 . 2 . 2 6」と記載したものと判断し、本件開示請求に該当する文書として同文書を特定した。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「命令を発簡するときは、必ず発簡簿に記載し、発簡番号を取る。当該命令は発簡番号が記載されている。よって、発簡簿を開示しなかった原処分は、法 5 条の開示義務を不当に回避したもの」であるとして、原処分は違法不当であると主張するが、上記 1 のとおり、本件開示請求に対しては、法 1 1 条の規定を適用し、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分において本件対象文書を開示決定したものであり、原処分において本件発簡簿を開示しなかったことをもって法 5 条の開示義務を不当に回避したとの主張は全く当たらない。

また、異議申立人は、「開示請求した行政文書は、「1 施大本管中般命第11号（22. 2. 26）」である。これを（「21」. 2. 26）」とした原処分は、刑法155条の公文書偽造等の疑いがある」と主張するが、上記2のとおり、原処分における文書の特定に誤りはなく、偽造等の事実も認められない。

以上のことから、異議申立人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年8月20日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月24日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 平成28年1月28日 | 審議            |
| ⑤ | 同年5月12日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書等について

本件は、「「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1 施大本管中般命第11号（22. 2. 26）」（原議書を含む）」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は「21. 2. 26」付けの文書を開示した原処分が違法である旨を主張し、諮問庁は原処分を妥当としている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、上記第2の2（1）アのとおり、本件請求文書と同時に請求した発簡簿を開示しなかったことは違法不当であると主張するが、原処分に当たっては、法11条を適用して本件対象文書以外の行政文書を相当の期間内に開示決定等を行うこととされていたのであるから、上記主張に係る部分については、不服申立ての利益が認められず、諮問庁も諮問を取り下げたことから、当審査会は判断をしない。

以上を踏まえ、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において諮問書に添付された行政文書開示決定通知書（以下「通知書」という。）及び本件対象文書を確認したところ、通知書の「開示する行政文書の名称」欄には「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令（1 施大本管中般命第11号. 21. 2. 26）」と記載されており、本件対象文書のうち、上記一般命令の本文1枚目の右上にも「21. 2. 26」と記載されていることが認められる。

(2) 本件対象文書を特定した理由について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、①本件対象文書の起案文書の決裁日は平成22年2月26日となっていること、②第1施設大隊本部管理中隊において、平成21年2月26日付けで本件請求文書と同じ件名、同じ発簡番号の文書は発簡していない一方で、平成22年2月26日付けで本件請求文書と同じ件名、同じ発簡番号の文書が発簡されていること、③本件対象文書には保存期間として「3年（25.12.31まで保存）」と記載されており、平成22年に作成されたものであると考えられることなどから、「22.2.26」を誤って「21.2.26」と記載したものと判断した旨説明する。

(3) 当審査会において本件対象文書及び本件発簡簿を確認したところ、上記(2)①ないし③の各点については、いずれも諮問庁の説明のとおりであるから、本件対象文書は、平成22年2月26日に発簡されたものであり「21.2.26」という記載は誤記であるものと認められる。

また、本件開示請求書において、本件請求文書と併せて「22.1.1から22.12.31」の発簡簿の開示が求められていることから、本件請求文書については、作成日付に関する形式的な表記はともかく、平成22年に発簡された文書の開示が求められているものと解される。

そして、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めるべき特段の事情も存しないから、処分庁が本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子